



建設業許可申請の種類

建設業許可申請の種類を場面ごとに解説致します。

複数の営業所がある場合 | 大臣許可 VS 知事許可

場面A

- ❖ 複数の都道府県に営業所がある場合、国土交通大臣の許可が、一つの都道府県に営業所がある場合は、都道府県知事の許可が必要となります。ただし、「知事許可」であっても、建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他都道府県でも行うことが可能です。

下請契約の規模 | 一般建設業許可 VS 特定建設業許可

場面B

- ❖ 建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分されます。
- ❖ 発注者から直接請け負う工事1件につき、4,000万円（建築工事業の場合は6,000万円）以上となる下請契約を締結するかで区分され、工事を下請けに出さない場合、上記金額未満で下請けに出す場合、発注者から直接請け負わない場合には、「一般」建設業の許可となります。

事業形態 | 個人事業主 VS 法人

場面C

- ❖ 建設業許可は、「法人」、「個人」を問わず取得できます。
- ❖ ただし、個人から法人成りした場合は、いったん廃業届を提出し、新たに法人として建設業許可を取直すことになるため、一時的に許可がない期間が生じる可能性があるためご注意ください。

新規の取得 VS 更新 VS 業種追加

場面D

- ❖ 「新規」許可に該当するのは、下記の場合です。
 - ✓ 大臣許可も知事許可も受けておらず、新たに建設業許可申請を行う場合
 - ✓ 他府県知事許可から東京都知事許可へ、東京都知事許可から国土交通大臣許可へ、国土交通大臣許可から東京都知事許可へ許可を切り換える場合（「許可換え新規」）
 - ✓ 既に「一般」許可を得ている業種とは別の業種で「特定」許可を申請する場合、または「特定」許可を得ている業種とは別の業種で「一般」許可を申請する場合（「般・特新規」）
- ❖ 「更新」とは、建設業許可の取得後5年を経過して、許可を更新する場合に必要な申請です。
- ❖ 「業種追加」とは、「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合、及び「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合に必要な申請です。
- ❖ なお、「般・特新規」、「更新」、「業種追加」については、組合せて申請することも可能です。

